

一般廃棄物収集運搬業許可申請の手引き

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条により、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとするかたは、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る)を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。

以下のとおり申請してください。

1. 必要書類

①一般廃棄物収集運搬業許可申請書(別記様式第7号)

※積替え保管を行う場合のみ「別紙：一般廃棄物の積替え保管施設」を提出する。

②一般廃棄物処理業許可申請者概要(別紙1-a)

③一般廃棄物収集運搬業 事業計画(別紙2-a)

④収集運搬車両総括表(別紙3)

⑤事業の用に供する収集運搬車両(別紙4)

⑥自動車検査証(車検証)の写し

(注)全車両分の添付が必須となります

⑦ [法人の場合] 登記簿の謄本(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの) [個人の場合] 住民票の写し(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)

⑧誓約書(別紙5)

⑨ [法人の場合]

直前3年の各事業年度の納付すべき額及び納税済額を証する書類

・以下の税について納税証明書などの書類が必要

(国：法人税、消費税及び地方消費税 (税務署)
道：法人事業税、法人道民税 (道税事務所))

(注) 許可を更新する場合は2年分

[個人の場合]

直前3年の所得税額の納付すべき額及び納税済額を証する書類

・以下の税について納税証明書などの書類が必要

(国：所得税 (税務署))

(注) 許可を更新する場合は2年分

⑩同意書(別紙6)

⑪その他必要と認める書類及び図面

・事業内容によって市民生活課環境衛生係と協議の上、提出する。

2. 申請手数料

一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 20,000円

3. 許可の更新についての留意事項

許可の有効期限は、2年間となっております。許可を更新する場合は、許可の有効期限の3ヶ月前から2週間前までに申請してください。

4. 許可後の申請・届出

●再交付

許可書を紛失又は棄損した場合は、下記により再交付を受けてください。

- ・再交付申請書（様式第13号）
- ・申請手数料2,000円

●事業範囲の変更

事業の範囲を変更しようとするときは、下記を提出してください。

- ・一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（別記様式第14号）
- ・関係書類（図面等 ※内容により市民生活課環境衛生係と協議）

●廃止・変更の届出

事業の全部又は一部を廃止したとき又は住所その他環境省令で定める事項※を変更したときは、廃止又は変更の日から10日以内に下記を提出してください。

- ・一般廃棄物処理業廃止・変更届出書（別記様式第15号）
- ・関係書類（登記簿謄本、車検証写し等 ※内容により市民生活課環境衛生係と協議）

※【環境省令で定める事項】

氏名又は名称、法定代理人、役員及び使用人、事務所及び事業場の所在地（住所を除く）、事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

●欠格要件に係る届出

法第7条第5項第4号に規定する欠格要件（「誓約書」記載）のいずれかに該当するに至った日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書（任意様式）を提出してください。

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・許可の年月日及び許可番号
- ・当該欠格要件のうち該当するに至ったもの及び該当するに至った具体的事由
- ・当該欠格要件に該当するに至った年月日

■申請先・問合せ先■

深川市 市民福祉部市民生活課環境衛生係（市役所1階7番窓口）

〒074-8650 深川市2条17番17号 TEL: (0164) 26-2444 FAX: (0164) 22-8134